

議案第201号

福岡市地域交流センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地域コミュニティの活性化に資するとともに、文化及びスポーツの振興並びに地域福祉の向上に寄与するため、早良区野芥地区に地域交流センターを設置する必要があるによる。

福岡市地域交流センター条例の一部を改正する条例

福岡市地域交流センター条例（平成11年福岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。
第1条の表に次のように加える。

福岡市早良南地域交流センター	福岡市早良区四箇田団地
----------------	-------------

第2条に次の1号を加える。

- (4) 福岡市早良南地域交流センター 多目的ホール，会議室，和室，練習室，交流プラザ，市民ロビー，チャイルドルーム，駐車場その他の施設

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(供用開始日)

- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市早良南地域交流センターの供用は、規則で定める日から開始する。